

令和3年度第1回大山崎町都市計画審議会会議録

日時：

令和3年7月1日（木）午後2時00分～3時30分

場所：

大山崎町役場 3階 防災会議室

出席委員

中田会長、神谷副会長、小泉委員、五島委員、平井委員、
瀬野委員、島委員、嘉久志委員、辻委員、井上委員

欠席委員

なし

幹事

久貝環境事業部長、蛭原総務部長

事務局

藤波建設課長、阪口建設課参事、山元建設課参与、
今井係長（都市計画係リーダー）、高木主任

傍聴者

0名（公開）

議事

（1）開会

・矢野副町長あいさつ

・委員の交代について

4月の乙訓土木事務所の人事異動に伴って交代のあった乙訓土木事務所長の瀬野委員を紹介する。

・会の成立の報告（過半数以上の出席により）

・会長挨拶

・公開の決定、及び傍聴者 0 名の報告（承認）

(2) 議事（要約版）

・議案第 1 号「京都都市計画生産緑地地区の変更（案）（大山崎町決定）」について

(事務局)

「京都都市計画生産緑地地区の変更（案）（大山崎町決定）」の要旨報告。

(会長)

ただ今の報告について、質問・意見等あれば挙手ください。

(委員)

資料 6 ページ、生産緑地の指定解除に係る理由書について。当該事業者の理由書の詳細は開示されないのか？

(事務局)

個人情報にあたると思われるため開示しておりません。

(委員)

では、誰が確認を取るのか？

(事務局)

事務局にて確認しています。

(委員)

農業委員会との関係について。当該の案件は、農業委員会で承認されたうえで、都市計画審議会での審議となっているのか。それとも、農業委員会と都市計画審議会は関係しないのか。

(事務局)

農業委員会には、生産緑地を指定する際に、指定の可否について諮っています。また、解除の際には、買取申出がないかどうか確認しています。今回は、買取申出なしと回答があったので、先の説明のとおり指定解除（案）としています。

(委員)

では、農業委員会は指定、また解除の許可等の権限は持っていないのか。

(事務局)

都市計画の決定になりますので、農業委員会に決定権はありません。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

(委員)

資料の「地区番号」と「図面対象番号」の違いについてお聞きしたい。

(事務局)

「地区番号」は地区ごとの番号、「図面対象番号」は申請地の受付番号となっています。

委員)

例えば地区番号の「円明寺1」は、一団の土地と言いながら、図面対象番号106番の土地が離れた場所にある。一団とはどういう意味なのか。

(事務局)

- ・ 6 m以上の道路で分断されているもの
- ・ 河川等の公共物で分断されているもの

これ以外のものに関しては、「一団」と認めることになっているため、最低面積の500㎡を越えていれば生産緑地として認めています。

(委員)

そうすると、「円明寺1」は間に挟まっているのが田なので、認めるということか。

生産緑地を指定する際の最小面積が決まっているので、要件によっては指定が不可能なのではないかと考えている。どういう経緯で一団の土地になっているのかを確認したい。

(事務局)

先の要件に当てはまる場合は「分断されている」とみなしますが、分断されていない限りは一団の土地として認めています。

今回の場合は挟まっているものが田であるため、一団と認めるものであり、例えば違う方の所有する土地であっても、分断されておらず、あわせて500㎡を越えているものであれば、一団の土地として生産緑地に指定することが可能です。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

なければ、採決に移ります。

付議1「京都都市計画生産緑地地区の変更(案)(大山崎町決定)」について、原案を妥当として答申することに、ご意義ございませんか。

(委員)

意義なし。

(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局の方、「京都都市計画生産緑地地区の変更(案)(大山崎町決定)」についての答申文の作成をお願いします。

(事務局)

それでは、答申文を作成いたしますので、10分程度の休憩を取りたいと思います。

- ・休憩
- ・再開

(会長)

審議を再開します。

事務局より答申文(案)を配布しています。この内容でご意義ありませんか。

(委員)

答申文とは直接関係がないが、お聞きしたい。先ほど指摘のあった一団の土地について、全国的に最低面積を見直そうという話が出ている。これは例えば、生産緑地の一部が解除になった時に500㎡未満になった場合、該当の生産緑地が解除になってしまうのを防ぐため、最低面積を300㎡ほどにするというもの。町においてこのケースは稀と思うが、今後見直していく考えについてはいかがか。

(事務局)

町は平成25年に生産緑地指定をしたところであり、おおむね平成4年ごろから指定を行っている他市町村とは状況が違います。現状500㎡に満たず生産緑地指定を受けられていない土地は存在しますが、筆数が多くはないため、今後適宜検討していきたいと考えています。

(会長)

ほかにご意義ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご意見はありましたが、変更案については異議なしとのことですので、本日付で、案のとおり答申することとします。以上で、「京都都市計画生産緑地地区の変更(案)(大山崎町決定)」についての審議を終わります。今後の流れについて、事務局より説明してください。

(事務局)

本日答申いただきます「京都都市計画生産緑地地区の変更(案)(大山崎町決定)」につきましては、早急に京都府との協議を行い、7月下旬頃に都市計画決定の告示及び縦覧を行う予定です。

(会長)

それでは、京都都市計画生産緑地地区の変更の今後の予定も説明いただきましたので、付議案件の「京都都市計画生産緑地地区の変更(案)(大山崎町決定)」についての審議は終了します。

・報告

- (1)「大山崎町都市計画道路見直しに関する都市計画変更素案についてのパブリックコメント実施結果」について
- (2)「京都都市計画道路の変更について(申し出)(京都府決定)」の回答について

(会長)

次に、審議案件ではありませんが、事務局より報告の申出があった「大山崎町都市計画道路見直しに関する都市計画変更素案についてのパブリックコメント実施結果」ならびに「京都都市計画道路の変更について(申し出)(京都府決定)」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「大山崎町都市計画道路見直しに関する都市計画変更素案についてのパブリックコメント実施結果」ならびに「京都都市計画道路の変更について(申し出)(京都府決定)」について説明

(会長)

ただいまの案件についてご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

(委員)

国道五条本交差点の工事について。現状渋滞がひどいが、確認しているのか。

(事務局)

渋滞が多々発生していると聞いています。町では、国道171号から478号へ右折する部分を特に問題と考え、国と対策に取り組んでいます。

(委員)

いつごろ図面ができるのか。

(事務局)

町ではできるかぎり予算を確保し、解決へ取り組むよう国へ働き掛けています。ただ、用地買収等が必要なこともあり、難易度は高いのが現状です。

(委員)

では、ほか何らかの渋滞対策はしているか。

(事務局)

現状できておりません。あらためて確認させていただきます。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

(委員)

既存道路の安全性を確保すると書いているが、具体的にはどのような対策をしているのか。

(事務局)

道路管理者として、歩車分離をすすめて歩行者の安全確保を図っていかなければならないと考え、すでに一部ガードレール等の設置を始めています。今回対象となっている円明寺大山崎線については、縁石等の設置はできていませんので、今後不要な都市計画道路を廃止したうえで、既存の道路についてはより安全性を高める措置を行っていきたいと考えます。

(委員)

歩行者の安全を第一に考えてほしい。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

(委員)

今回廃止予定の都市計画道路で、すでに工事をしている箇所はあるのか。

(事務局)

ありません。

(委員)

ロスがなかったといえれば良かったようなものの、何のための都市計画道路であったのか。

(事務局)

都市計画道路は、決定時には計画が必要とみなす一定の判断を行って決定されるものですが、時代が進むにつれ、都市計画道路以外の道路の利便性が上がる等の理由により必要がなくなる可能性もあります。それを一定の期間ごとに見直すことにより、よりそれぞれの時代に合った都市計画を立てる必要が生じるものと考えます。よって、時代の流れに沿って不要な道路を廃止する等の施策をとるものと考えます。

(委員)

それでは、廃止予定の計画道路を整備するためにかかる予定であった予算を、既存の道路をより安全にするために使用する意思はあるのか。

(事務局)

そういう思いは強く持っています。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

(委員)

住民説明会で、住民からはどのような意見があったのか。計画道路廃止案に対する反対意見等があったのか。

(事務局)

税優遇に関する質問、道路の渋滞に関する代替案に関する質問等がありました。反対意見はありませんでした。

(会長)

ほか、質問・意見等あれば挙手ください。

無いようですので、その他として、今後のスケジュールについて事務局から説明願います。

(事務局)

今年度は、付議案件として都市計画道路についての町決定分（下海印寺大山崎線及び名称なしの廃止）があります。今年度決定を目標としていますが、京都府都市計画審議会と歩調をあわせる必要がありますので、スケジュールが固まり次第、次回の大山崎町都市計画審議会の開催日程を調整できればと考えています。予定としては、令和3年度下半期ごろの開催を考えています。

(会長)

それでは、委員の皆様には、スケジュールの確保をよろしく願います。

事務局より他に何かありましたらどうぞ。

(事務局)

本日の会議録については、大山崎町都市計画審議会条例施行規則第6条に基づき、個人情報等を伏せたうえで会長の承認を得て、会議録を作成します。

また、HPにて会議録を公開させていただきます。

(会長)

それでは本日は閉会します。

閉会